

府 令

○内閣府令第一号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十二条の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
内閣総理大臣 菅 直人

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令
(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。)において使用する用語の特例による。

(発行会社による上場等株券の買付け等の特例)

第二条 発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第七十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第二号に掲げる要件を除く。)」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

(発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例)

第三条 有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第一号)第二条の規定による読替え後の第十七条各号(第二号を除く。)」とする。

附 則

1 この府令は、平成二十三年二月一日から施行する。
2 この府令は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。
3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省 令

○厚生労働省令第十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十五条の二及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十五条の二の規定に基づき、並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を実施するため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
厚生労働大臣 細川 律夫

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十九条」を「第八十条」に改める。
第五十六条第一項中「なった」を「なつた」に改める。
第五十八条中「よつて」を「よつて」に改める。

第七十九条 次の次の一条を加える。
第八十条 この省令の規定により、事業主が厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長又は都道府県労働局労働保険特別会計収入徴収官若しくは都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に対して行う申請書、申告書、報告書等の提出(第四十二条第一項及び第四項、第四十五条第一項、第四十七条第一項並びに第五十条第一項の規定による申請書、第五十一条第一項の規定による始動業礼受領通帳、第五十四条及び第五十五条の規定による報告書並びに第五十八条の規定による申出に係る

書面の提出を除く。)並びに届出(第四十条第二項及び第五十条第四項の規定による届出を除く。)及び申出(第四十二条第六項、第五十条第六項及び第五十三条の規定による申出を除く。)(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三十一条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を事業主に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録(情報通信技術利用法第二条第五号に規定する電磁的記録)を併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

2 この省令の規定により、事業主が厚生労働大臣等に対して行う申請書の提出等について、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十三条第一項の規定に基づき事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該事業主が行うべき労働保険事務の委託を受けていることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

3 第六十四条の規定により、労働保険事務組合が、都道府県労働局長に対して行う届書の提出を情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該届書に係る事業主からの労働保険事務の処理の委託又はその解除があつたことにつき証明することができる電磁的記録を当該届書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、当該事業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正)

第二条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和四十七年労働省令第九号)の一部を次のように改正する。
第十四条の見出し中「(理由)」を「(理由等)」に改め、同条中「第七十八条第一項」の下に「及び第八十条」を加える。
(厚生労働省関係係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 厚生労働省関係係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二条の九」を「第二条の十」に改める。
第二章中第二条の九の次に次の一条を加える。
第二条の十 この章の規定により、労災保険適用事業主が労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長又は都道府県労働局労働保険特別会計収入徴収官若しくは都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏(以下この条において「労働基準監督署長等」という。))に対して行う申告書、請求書、申出に係る書面等の提出(以下この条において「申告書等の提出」という。))について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下「社会保険労務士等」)

という。が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「情報通信技術利用法」という。第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申告書等の提出を労災保険適用事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該労災保険適用事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術利用法第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を当該申告書等の提出と併せて送信することをもち、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申告書等の提出と併せて送信することに代えることができる。

2 この章の規定により、労災保険適用事業主が労働基準監督署長等に対して行う申告書等の提出について、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第二項の規定に基づき労災保険適用事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該労災保険適用事業主が行うべき一般拠出金事務の委託を受けていることにつき証明することができる電磁的記録を当該申告書等の提出と併せて送信することをもち、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申告書等の提出と併せて送信することに代えることができる。

の委託又はその解除があったことにつき証明することができる電磁的記録を当該届書の提出と併せて送信することをもって、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、当該労災保険適用事業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信することに代えることができる。

附則
この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

○農林水産省令第二号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日
農林水産大臣 鹿野 道彦
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の二の項植物の欄中「及び第五十」を「第五十及び第五十七」に改め、同表の付表に次のように加える。
五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○金融庁告示第七号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
金融庁長官 三國谷勝範
金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいふ。
二 店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいふ。）
附則
この告示は、平成二十三年二月一日から適用する。
2 この告示は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失う。

○総務省告示第三十一号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する旨、愛知県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年一月三十一日
総務大臣 片山 善博

○総務省告示第三十二号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する旨、栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年一月三十一日
総務大臣 片山 善博

○財務省告示第二十五号
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十八号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項目に合計した輸入数量を次のように告示する。
平成二十三年一月三十一日
財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十八号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項目に合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	二・七二トン
四	二〇、三二四トン
五	一、二二七トン
六	九トン
七	一・六三三トン
八	一・一三三トン
九	三三、〇七三トン
一〇	四、三三三三トン
一一	三、一七五トン
一二	四九、九七七トン